

中区発注委託業務の入札取消について

1 概要

平成 28 年 6 月 24 日に中土木事務所で実施した「中区街路樹診断等業務委託（その 3）」の指名競争入札において、1 回目の入札で落札者を宣言しましたが、その後、落札価格が税抜予定価格を超過していたことが判明したため、この入札の取り消しを行いました。

関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 委託名

中区街路樹診断等業務委託（その 3）

3 経過

平成 28 年 6 月 24 日 9 時 30 分 入札実施（辞退の 1 社を除く 5 社が応札）  
同日 9 時 40 分頃 落札者を宣言  
同日 9 時 50 分頃 落札価格が税抜予定価格を超過していることが判明  
同日 10 時 30 分頃から 13 時 30 分頃まで  
全入札参加者へ入札取消の説明と謝罪

4 誤りの内容

1 回目の入札において最低価格が税抜予定価格を超えているにもかかわらず、最低価格の入札者を落札者として宣言しました。本来であれば、2 回目の入札を行うところでしたが、税抜予定価格を見間違えたため、1 回目の入札で落札者を宣言したものです。

5 原因

入札時には、入札価格を低い順に並び替えた上で最低価格と税抜予定価格を 2 人の職員で照合していますが、細心の注意が不足していました。

6 再発防止

今後、契約事務において、改めて慎重な対応を心掛けるとともに、ダブルチェックの際には入札書に確認のためのチェックマークを書き込むなど業務の改善を行い、ミスの防止に努めてまいります。また、本件の事務処理ミスについて、庁内で注意喚起を行います。

7 本業務についての対応

改めて、再度発注手続き等を進めます。

【参考 1】横浜市契約規則

（落札者の決定）

第 20 条 市長は、一般競争入札に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

（準用）

第 25 条 第 22 条から前条までに規定するもののほか、第 2 章の規定（第 8 条を除く。）は、指名競争入札について準用する。

【参考 2】本委託業務の税抜予定価格は約 6 0 0 万円でした。

お問合せ先

中区中土木事務所 副所長 櫻井 暁人 Tel 045-641-7681